

大口町職員のハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職場等におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職場等 職員が職務に従事する場所（出張先を含む。）をいい、当該職員が通常勤務している場所以外の場所及び懇親の場等であって当該職員の職務と密接に関連するものも含まれる。
- (2) 職員 町職員（非常勤職員を含む。）をいう。
- (3) 所属長 部長、課長、出先機関の長等管理職にある者をいう。
- (4) ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア セクシュアルハラスメント 職場等における性的な言動（性的な関心及び欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動をいう。）により、職員に不快感を与え、職場環境を悪化させることをいう。

イ パワーハラスメント 職務上の地位及び人間関係における職場等内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職員に精神的又は身体的に苦痛を与え、職場環境を悪化させることをいう。

ウ マタニティハラスメント 妊娠、出産、育児休業等を理由として、当該職員の人格、尊厳等を侵害する言動により、職員に不快感を与え、職場環境を悪化させることをいう。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、職員に精神的又は身体的に苦痛を与え、職員の人格、尊厳等を侵害する言動により、職員に不快感を与え、職場環境を悪化させることをいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 町長は、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

(研修等)

第6条 町長は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(苦情相談窓口の設置)

第7条 町長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、総務部政策推進課（以下「政策推進課」という。）に苦情相談窓口を設置する。

2 苦情相談窓口において苦情相談に対応する職員は、政策推進課職員とする。

3 苦情相談を受ける際には、原則として2人の職員で対応することとする。

4 苦情相談をする職員は、ハラスメント相談等申出書（様式第1）により苦情相談窓口申し出るものとする。

5 苦情相談窓口において相談等に対応した職員は、ハラスメント相談等報告書（様式第2）により、その内容を記録するものとする。ただし、相談等をする職員が

匿名での記録を申し出た場合には、匿名で記録することができる。

(苦情相談への対応)

第8条 苦情相談窓口にご相談等があった場合は、政策推進課において速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントの関係者に事情聴取を行う等の適切な調査及び確認を行うこと。
- (2) ハラスメントの事実の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、次条に規定する大口町職員苦情処理委員会にご相談等の対応を依頼すること。

2 相談等の対応に当たっては、ハラスメントの当事者のプライバシー保護に留意するとともに相談等をした職員が不利益を被らないよう特に留意しなければならない。

(委員会の設置)

第9条 相談等に対し、適切かつ効果的な対応をするため、大口町職員苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会は、相談等のうち第8条第1項第2号の規定により対応を依頼された事案について、事実関係を調査するとともにその対応を審議し、関係者に対し必要な指導又は助言を行うものとする。

2 委員会は、公正な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、その結果を速やかに町長に報告するものとする。

(委員会の組織等)

第11条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもってこれに充て、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 教育長
- (2) 部長級の職にある者
- (3) 女性の管理職
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指

名した委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、ハラスメントの当事者又は所属長その他関係者を委員会の会議に出席させ、説明を求めることができる。

2 委員は、自己及びその親族に関する事件については、その議事に参加することはできない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(審査)

第14条 町長は、第10条第2項の規定に基づく報告を受けたときは、大口町職員懲罰審査委員会に諮るものとする。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年11月30日 大口町訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1（第7条関係）

ハラスメント相談等申出書

申出日	年 月 日（ ）		
相談者	所属	職	氏名
相談方法	面談 ・ 電話 ・ その他（ ）		
発生日時	年 月 日（ ）	時	分頃
場所			
ハラスメントの区分	1 セクシャルハラスメント 2 パワーハラスメント 3 マタニティハラスメント 4 その他（ ）		
内容			
相談者の意向	<input type="checkbox"/> 話を聞いてほしい <input type="checkbox"/> 調査をしてほしい <input type="checkbox"/> その他（ ）		
備考			

※発生日時、場所及び内容について、記入事項が多い場合は、別記によることができる。

様式第2（第7条関係）

ハラスメント相談等報告書

相談日時及び場所	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 場所：		
相談者	所属	職	氏名
対応者	所属	職	氏名
ハラスメントの区分	1 セクシャルハラスメント 2 パワーハラスメント 3 マタニティハラスメント 4 その他 ()		
確認内容	<input type="checkbox"/> 誰によって（誰に対して）行われたか。（所属・氏名等） <input type="checkbox"/> いつ又はいつ頃から行われたか。 <input type="checkbox"/> どこで行われたか。 <input type="checkbox"/> 何が行われたか。（問題とされる言動は何ですか。） <input type="checkbox"/> その時、どのような対応をとったか。 <input type="checkbox"/> 所属長に相談はしているか。 <input type="checkbox"/> 目撃者又は証人はいるか。 <input type="checkbox"/> その他		
相談者の確認	相談等の内容は、上記のとおりであることを確認しました。 所属 職 氏名		
相談者が望む対応			